

遭難・遺体が発見されない場合

海、山などの遭難で遺体が発見されない場合は、認定死亡として扱う制度がある。

旅先で亡くなった場合

国内

現地葬儀社に依頼し、車両、航空機で搬送となります。現地の医師の死亡診断書は必ず必要となります。もちろん現地火葬も可。

海外

ちょっと面倒です。親族の海外渡航が必要となります。原則として死亡事実を知った3ヶ月以内に死亡提出義務が発生します。

(現地発行死亡証明書を添付のこと)

現地発行書類

現地発行死亡診断書、死体検案書

日本大使館、領事館からの火葬許可証

現地業者によるエンバーミング実施証明書、梱包内容証明書

パスポート特別処置

親族の急な渡航を配慮し、特別処置があります。高齢の方などはパスポートも所持していないため。

申請後、数時間でパスポートが発行されます。以上が特殊事情の手続きです。

死後 24 時間は火葬できない

病院で亡くなった老衰などの自然死であっても 24 時間を経過しなければ火葬できません。

しかし、例外があります(一類・二類・三類感染症で死亡した場合、妊娠 7 か月(24 週)に満たない死産の場合を除く)

法廷伝染病

チフス、赤痢、しょうこう熱、日本脳炎などがそうです。

自宅送りもできず、病院の霊安室から火葬場へ直行となります。納体袋に入り直接、ご遺体に触れることはありません。

遺骨にしてから葬儀の順になります。